

堺市立小学校における学校徴収金の不適切な事務処理について

堺市立小学校1校において、学校徴収金の事務における不適切な事務処理が判明しました。

学校徴収金とは、児童が学校給食を食べる際にかかる費用（給食費）や、授業等で活用する副教材等を学校で一括購入する際に必要な費用（教材費）など、予め児童生徒の保護者から徴収する費用で、各学校において徴収・管理を行っています。

当該事案に関する児童と保護者の皆様には、ご迷惑をお掛けすることとなり、深くお詫びいたします。今後、このような事態が発生しないよう、再発防止に向け、学校徴収金の適正な事務処理の徹底に努めてまいります。

1 学校名

堺市立福田小学校（校長 清野 寛之）

（堺市中区福田 727 番地 児童数 533 名）

2 事案概要

令和2年度及び令和3年度の学校徴収金（給食費及び教材費等）の事務において不適切な事務処理があり、返金もれや請求もれが生じていることが判明しました。

3 返金もれ、請求もれの件数・金額

	給食費		教材費等
	返金もれ	請求もれ	返金もれ
令和2年度分	28,960 円	22,175 円	28,372 円
児童	5 名	6 名	13 名
教員等	26 名	2 名+10 食	-
令和3年度分	42,681 円	500 円	8,465 円
児童	105 名	2 名	1 名
教員等	11 名+4 食	-	-
合計	71,641 円	22,675 円	36,837 円
児童	110 名	8 名	14 名
教員等	37 名+4 食	2 名+10 食	-

※教員等については徴収記録が一部残っており、個人を特定できないものは食数で表示

4 経過

令和4年4月11日（月）、当該校の学校事務職員が、給食費を徴収・管理する事務において、本来、各年度末に行っている精算後、残金が0円であるはずの給食費に残金があることを発見し、直ちに学校において調査を開始しました。

5月23日（月）、校長から学校給食課に対して、当該事案が確認されたこと、学校給食費として口座に残金48,966円あること及び学校が保存している書類に不備が多く、当該事案が発生した原因が不明である旨の報告がありました。

5月24日（火）以降、学校給食課職員が学校を訪問し、当該事案の原因の解明に向けた調査を行いました。調査に伴い、給食費同様、学校が徴収・管理する教材費等についても不備がないか、教材費等を所管する教育課程課職員が並行して書類の確認や関係者への聞き取りなどの調査を行いました。

調査の結果、給食費は返金もれ及び請求もれが、教材費等は返金もれがあることが判明し、9月6日（火）に関係する全ての書類の確認が終わり、当該事案が発生した原因を解明しました。

5 原因

給食費は、当時（令和2年9月～令和4年3月）の学校事務職員が、学校給食を実際に食べた児童や教員ごとの給食費の徴収において、行事等により実際に給食を食べなかった児童の給食費や他の学校へ転出または当該校に転入した児童の給食費の徴収額を誤ったことにより、返金もれ及び請求もれが生じたものです。

教材費等は、教材費等の返金分を給食費徴収額から差し引くことにより対応していましたが、保護者から給食費を徴収しない生活保護世帯に対しては直接返金すべきところを行っておらず、返金もれが生じたものです。

いずれにおいても、学年末である3月に本来実施すべき精算処理ができていなかったことに加え、校内の関係教職員により組織的に対応すべき事務処理が杜撰であったこと、校長・教頭による点検・確認が不十分であったことが原因です。

6 当該校における対応

- ・10月20日（木）以降、当該校の校長や教頭が、給食費や教材費等の返金・請求対象となる児童の家庭を訪問し、当該事案の説明及び謝罪のうえ、必要な返金や請求対応を実施しています。
- ・10月21日（金）に当該校において、全保護者を対象とした説明会を実施し、謝罪と説明を行います。

7 当該校以外の調査結果

全市立学校園に対して、令和2年度、令和3年度の給食費については令和4年9月29日から10月13日まで、教材費等については令和4年9月29日から10月5日までの期間、取扱状況調査を実施しました。その結果、給食費について、令和2年度において残金が生じていた学校が2校（宮園小学校・白鷺小学校）あることが判明しました。それぞれの学校の残金は210円、190円で、保護者の承認のもと、PTA会費に繰り入れており、現在、残金はありません。原因については、いずれの学校も教員等への徴収額を誤ったことから残金が生じたものです。なお、教材費等については、返金もれ等の不適切な事務処理はありませんでした。

8 今後の対応

- ・今後、教育委員会において、関係職員の処分等を検討します。
- ・学校徴収金は保護者からの信頼を基礎として徴収されるものであることから、事務処理に当たっては厳正に取り扱うことを徹底するため、以下のとおり再発防止策に取り組みます。

(これまでに実施した対応)

- ・10月に開催した全ての校種（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）の各学校園長会において、福田小学校の事案の概要や原因、不適切な事務内容、及び全学校園で実施した調査結果を共有しました。
- ・10月19日（水）に学校事務職員を対象とした学校給食事務の研修を実施しました。
- ・教材費等については、10月18日（火）～31日（月）の間、動画研修を行っています。

(これから取り組む内容)

- ・対応しなければならない手順等に加え、誤った手順や処理方法を新たに示すなど、マニュアルの内容をよりわかりやすく改訂
- ・次年度の研修を改善・実施し、適切な事務処理や管理・点検を徹底
- ・確認・点検シートを新規に作成し、校長・教頭による漏れのない確実な確認・点検の実施を徹底
- ・学校間連携による事務体制の強化
- ・経験年数の浅い学校事務職員等を対象とした学校事務OB職員の巡回指導によるフォロー体制の構築

問 い 合 わ せ 先	(給食費に関すること) 担 当 課：教育委員会事務局 学校管理部 学校給食課 電 話：072-228-7489 ファックス：072-228-7256
	(教材費等に関すること) 担 当 課：教育委員会事務局 学校教育部 教育課程課 電 話：072-228-7436 ファックス：072-228-7421